

コッコロ通信

聞いてほしい!
信じてほしい!
噂じゃなくて
私の言葉を
(H24 人権メッセージ優秀作品)



あるが今までいい
あるがままがいい
今のあなたでいい
今のあなたがいい
一緒に生きていこうよ
(H24 人権メッセージ優秀作品)



もくじ

2P~3P 特 集 平成 25 年度人権メッセージ優秀作品紹介

人権課題について学ぼう

4P~5P インターネットによる人権侵害
ホームレスの人権

6P~7P トピックス 人権センターの平成 25 年度の活動報告
シリーズ 同和問題について

8P 市町村の人権啓発の取組み



コッコロ

平成 25 年度 人権メッセージ優秀作品紹介

平成 25 年度の人権メッセージ「あなたのひとこと」には、12,484 点もの御応募をいただき、ありがとうございました。どの作品も、自分自身の人権意識を見つめ直す言葉、豊かな人間関係を築く言葉など、人権感覚にあふれたすばらしいメッセージでした。

応募作品の中から、審査により優秀作品を選定し、平成 26 年 1 月 25 日（土）に開催した「熊本県人権フェスティバル」において表彰式を行いました。今回は、優秀作品に選ばれた作品を、メッセージに込めた想いとともにご紹介します。



「あの子はもともとああいう
タイプの人だから」って
自分勝手に決めつけてませんか？

ほりぐち あすか
[堀口 明日香さんのコメント]
(天草高等学校 1 年)

自分勝手な決めついで、周りの人と接することは許されません。「あの人はこんな人だ」という固定観念を改め、周りの人を新しい目で見ることも大切なのではないでしょうか。

けんじょう者としうがい者
そんなことばのある世界
ちょっと心が微妙です

ひろた もとこ
[広田 本子さんのコメント]
(水俣市)

困難さがあっても輝いて生きる人を障がい者という負のイメージで括る事に複雑な思いがあります。多様性を自然な事とし、「熊本の心」で共に高め合い真の豊かさを目指したいです。

想像しよう 人の痛み・苦しみ
考えよう 自分の行動・言葉
きっと何か気づくはず

ふくだ さきさき
[福田 妃さんのコメント]
(天草市立本渡中学校 1 年)

私は、人権という言葉をあまり考えた事がありませんでした。しかし、何も考えずに言った言葉が、人をきずついているのかもしれないと思うと、このメッセージができました。

聞いてほしい ぼくの気持ち
聞いてあげる きみの気持ち

しもだ しゅうへい
[下田 栄平さんのコメント]
(長洲町立六栄小学校 4 年)

おこられたりした時に本当の気持ちを伝えられない事があります。そんな時、誰かに聞いてほしくなります。もし他の誰かが同じ気持ちでいたら、ぼくは、話を聞いてあげたいです。



画面見て 会話してると 思ってない？

あかもと えもり
[岡本 慧森さんのコメント]
(高森町立高森中学校2年)

今、LINEなどで簡単にやりとりができます。でもそれで傷ついた人もいると思うので、そういうものの会話をすべてだと思ってほしくないという思いを込めました。

いじめはね、
みんな知らないところじゃない、
みんな知ってるところにある。

やまだ さき
[山田 紗暉さんのコメント]
(玉名市立玉名中学校2年)

いじめはみんなの知っている所にあり、知らない所にはないと思います。いじめを見つけたら見て見ぬふりをせず、いじめられている人を助けようという気持ちを込めて書きました。

また明日 さよならじゃない
明日も会おうの合言葉

さかた ゆうこ
[坂田 祐子さんのコメント]
(熊本市)

「また明日」何気ない言葉ですがこの言葉には人の心の距離を縮める大きな力が秘められています。この言葉で1人でも多くの人の心が温まる合言葉になればと思っています。

きみは みんなのたからもの
みんなは きみのたからもの

みずもと けんしん
[水本 賢伸さんのコメント]
(上天草市立阿村小学校4年)

ぼくには友達がいっぱいいて、いっしょに遊ぶ時が一番楽しいです。ぼくがけがをした時、みんなは、とても心配してくれました。友達はぼくの宝物だから、大切にしようと思います。

見のがすの？
自分が見のがされたらどう思う？
勇気を出して止めようよ

ほり しげと
[堀 慈人さんのコメント]
(南関町立南関第二小学校4年)

いけないなと思ったけど止められなくて、悔しかった事がありました。次からは相手がだれでも勇気を出して止めたいし、みんなにもそうしてほしいと思って書きました。

やさしいかお やさしいことは
みんなたいせつ
ぼくのともだち

さかもと ゆうと
[坂本 優人さんのコメント]
(菊池市立花房小学校1年)

お父さんとお母さんが、優しい人になるようにと願いを込めて「優人」とつけてくれました。優しい顔で優しい言葉を使ったら、みんな友達になれると思ってこの言葉を考えました。

インターネットによる人権侵害

インターネットの正しい使い方や危険性を理解していますか？
その情報が正しいかどうか、いつも確かめるようにしていますか？

Q1 どんな課題がありますか？

インターネットの特性（匿名性、拡散性、利便性など）を悪用して引き起こされる人権に関わる問題の多発

- 他人を誹謗中傷する書き込み
- 個人情報の流失
- 詐欺や悪質商法などの犯罪やトラブル
- 差別を助長する情報や不確かな情報の流布
- 児童ポルノなどの有害情報の氾濫
- 迷惑メールやサイバー攻撃による被害

一度、インターネット上に流された情報は、世界中のあらゆる場所、あらゆる人に広まる危険性があり、完全に削除することが困難であるため、長期にわたって深刻な人権侵害を引き起こす可能性があります。

Q2 どんな取組みが行われていますか？

プロバイダ責任制限法（2001）

インターネット等による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、業者の責任の範囲や、被害者がプロバイダやサーバーの管理者などに対して、悪質な情報の削除や発信者情報の開示を請求する権利などを認めました。

～インターネットによる人権侵害を防ぐために～

- 児童買春・児童ポルノ禁止法（1999）
- 個人情報の保護に関する法律（2003）
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（1999）
- 出会い系サイト規制法（2003）
- 特定電子メール法（2002）
- 青少年インターネット環境整備法（2008）

Q3 わたしたちにできることは？

日常生活と同じように、インターネット上でもルールやマナーを守り、自他を大切にする意識と行動が大切です。

情報化社会の進展とともに、インターネットは私たちの生活のなかに急速に広まっています。同時に「情報化の影」の部分も生じています。便利さの影でつい忘れてしまいがちですが、機械の向こうには、自分と同じ「人間」がいます。利用者一人ひとりが、情報モラルと情報リテラシー（正しい情報を見極め活用する力）を身につけていきましょう。



ホームレスの人権

ホームレスは「怠けている人」だと決めつけていませんか？

Q1 どんな課題がありますか？

ホームレスとは、公園、河川敷等を起居の場所として日常生活を営んでいる人々のことです。経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等が背景となっているといわれています。

自立の意志がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされ、食事の確保や健康面での不安を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。

様々な理由により、やむを得ずホームレスとして生活しているにも関わらず、「本人の責任」「怠けている」等の偏見を持たれたり、「怖い」「衛生的でない」といったイメージだけで捉えられたりすることで、地域社会とのあづれきが生じ、苦情や嫌がらせを受け、ひどい場合は暴行の対象になる等の人権侵害がたびたび発生しています。

また、住所が定まらないというだけで、十分な医療や福祉サービスを受けることができない、就職で不利になる等の問題もあります。

Q2 どんな取組みが行われていますか？

熊本県では巡回相談、宿所の提供、就労支援等を一体的に行うことにより、ホームレスまたは不安定な就労・居住関係にある人等が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援しています。

- ホームレス総合相談推進事業
- ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

Q3 わたしたちにできることは？

ホームレスとしての生活を嘗まさるを得なかった理由や苦しみを理解し、自立に向けた支援を行うことが必要です。

「社会から排除された」「社会から孤立した」…。

ホームレスとして生活するようになった理由は様々であり、自ら望んでホームレスとなっているわけではありません。

偏見や固定的なイメージでホームレスを排除してしまうのではなく、この問題は誰もが関わりのある社会的な問題と捉えることが大切です。

トピックス

人権センターの 平成25年度の活動報告

イベントによる 啓発

- 街頭イベント（コッコロギャラリー）
〈12月1日びぷれす広場〉
- 人権啓発パネル展
〈12月2日～13日 県庁〉
- 人権同和問題講演会
〈12月7日甲佐町、2月1日宇土市〉
- 人権フェスティバル
〈1月25日熊本テルサ〉
- コッコロ隊出動
〈5月～3月〉



マスメディアによる 啓発

- 新聞・情報誌等への広告掲載
情報誌広告〈すぱいす〉
新聞広告〈8月、12月、2月〉
- テレビ放送
スポットCM放送〈12月〉
- 映画館でのCM放映〈12月～1月〉
- バナー広告〈11月～12月〉
- ラジオ放送
RKK熊本放送〈11月～1月〉
エフエム熊本〈10月～1月〉
- 公共交通機関による啓発
バス車内アナウンス・バス車体広告



研修会

- 人権同和問題に関する事業主等研修会〈7月〉
- 人権同和問題指導者育成講座〈8月〉
- フォローアップ研修会〈10月、12月、2月〉
- 人権教育・啓発指導者講座〈6月〉



啓発 資料作成

- 人権啓発プレス NO.13「コッコロの達人」
- 人権研修テキスト「企業と人権」編
- 人権情報誌コッコロ通信〈5月、11月、本号〉

◇◆◇今後も親しみやすい人権啓発に努めていきます◇◆◇

コッコロの達人 梶田幸子



同和問題について

もし、あなたが、自分の生まれたところや住んでいる(住んでいた)ところを理由に差別されたら、どう思いますか?

同和問題とは、部落差別にかかる問題であり、居住地や出身地を理由に差別され、基本的人権が完全には保障されていないという重大な問題です。

今回は、山鹿市地域人権教育指導員の後藤忠久(ごとう ただひさ)さんにお出でいただいた平成24年度のラジオ番組を再構成してご紹介します。

Q. 同和問題は重大な社会問題ですが、どのような問題が起きているのでしょうか？

A. 今なお差別落書き、差別発言、土地の購入等に関して行政機関に対しいわゆる同和地区についての問い合わせを行うなどの事象が起きています。また、近年においてはインターネットや携帯電話等によるメールの匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する、差別を助長する情報を載せる、あるいは他人のプライバシーにかかる情報を公開するなどの様々な問題が起きています。

Q. 依然として課題があるのですね。同和問題の解決に向けて、今後どのような取組みを進めたらよいのでしょうか？

A. 同和問題を自分に関わりのあることとして考え、解決に向け、自身も住民の一人として努力することが大切だと思います。特に、思い込みや偏見をなくすこと、迷信や世間体にとらわれず自分自身で考え方判断すること、次の世代の子どもたちに人権を尊重する心を伝えていくことが大切ではないでしょうか。

今、私たちに求められているのは、日常生活の中で、「人権感覚」を磨くことだといわれています。「人権感覚」とは、具体的な場面に遭遇したとき、とっさに迷うことなく、人として当然取るべき在り方を、行動として示すことのできる感性を指しています。家庭、職場、地域社会などを通じて日頃から人権感覚を磨き、一人ひとりの生き方や価値観を尊重できる社会を作り、心豊かな生活につなげていきたいですね。

Q. 同和問題をはじめ様々な人権問題があるなかで、これからの人権教育はどのように進めたらよいのでしょうか？

A. 人権教育は、自らの生き方、在り方を問い直す教育だと考えています。一人ひとりが人権の尊さを理解し、周囲に広めていくことが明るい社会を作ることになると思います。人権教育は人づくり、まちづくりの基盤でもありますね。ですから、人権教育は特別な教育と考えるのではなく、自分と密接な関係があるんだ、あるいはこんなことも人権侵害になることもあるのだと気づくことが大切ですね。

身边にある人権問題について、私たち一人ひとりが気づき、考え、解決に向け行動できる態度を身につけることのできるような人権教育を推進したいですね。そして、人権が尊重される環境づくり、人権が尊重される人間関係づくりを進めていくことが大切だと思います。

頑張ってます！

このコーナーでは、県内の市町村における人権啓発の取組みについてお知らせします。
今回は甲佐町で行われた取組みをご紹介します。

第31回甲佐町「人権週間」

甲佐町では、12月4日から10日までの人権週間に、広報車による広報巡回活動、ショッピングセンターや企業訪問において啓発活動を行いました。

12月7日には甲佐町生涯学習センター輝ホールで熊本県人権同和問題講演会との共催事業として町民集会を実施し、落語家 桂七福さんによる「差別をなくして最高の笑顔を」と題した講演を行いました。

講演では、「『言葉』がどれだけ人を傷つけるか、また人に勇気をあたえるか。受け取った相手が、どのように思ったか、そのことを考えることができた時、差別をなくし、最高の笑顔になれるのではないか。」と話されました。参加者からは「これから真剣に考えていき、行動していきたい」「ことばで伝えることの大切さを学んだ」などの感想をいただきました。

続いて、小学生、中学生の作文朗読、高校生の体験活動発表があり、最後に甲佐町人権週間決議文を採択し、市街地を人権パレードして幕を閉じました。

甲佐町では、今後も同和問題をはじめとする人権問題解決に向けて引き続き取り組んでいきます。



人権に関する相談をお受けします。

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話で人権に関する相談をお受けし、助言や情報提供を行っています。（相談は無料。プライバシーは守ります。）
下記の相談専用電話までご連絡ください。

相談専用電話 096-384-5822
相談時間 9:00～12:00 / 13:00～16:00

熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課（熊本県人権センター）

住所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 [県庁行政棟新館2階]
開館時間 8:30～17:15
休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始
電話 096-333-2299
FAX 096-383-1206
メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県人権センター

検索



発行者：熊本県
所屬：人権同和政策課
発行年度：平成25年度